

工事検査ワンポイントアドバイス 検査のポイント4（建築関係）

工事検査通信 No.57

発行：R元年9月12日

出納局 工事検査課

梁本(ハルト)検査員。おはようございます。
今年度も建築工事の「注意・改善すべき事例」を
紹介していただけますか。



はい。今回は2つ事例について紹介します。
まず、初めに建具工事の事例について紹介しましょう。



建具工事のどのような内容ですか？



共通仕様書16. 11. 2形式及び機構にある重量シャッターの
「(d)保護装置 (4)(i)障害物感知装置(自動閉鎖型)」について紹介
します。



障害物感知装置(自動閉鎖型)は、どのような装置ですか？



火災延焼防止のために設置してある重量シャッター(屋内用防
火シャッター又は防煙シャッター)は、感知器(煙・熱)と連
動して降下し火災延焼防止します。降下中に人が挟まれると停
止し、人がいなくなると降下を開始する障害物感知装置(自動閉
鎖装置)が重量シャッター最下部に設置されています。



具体的には、感知器(煙若しくは熱)の作動又は手動閉鎖装置
の操作によって重量シャッターが自重降下中に、人に感知した
時、シャッターの降下を直ちに停止させるか、又は直ちに停止
後、反転上昇して停止させ、人がいなくなると、再びシャッ
ターが降下を開始し、開口部を完全に閉鎖する装置です。

どのように確認するんですか？



はい。
まず書類確認は、提出されている重量シャッター施工図で障害物
感知装置(自動閉鎖型)の方式であることを確認します。
現場確認は、感知器(煙若しくは熱)の動作又は手動閉鎖装置の操
作により、重量シャッターを降下させて、障害物を感知した時に
①停止状況
②障害物を取り除いた時の再降下状況
③閉鎖した状況
を確認します。



重量シャッターが再降下して完全に閉鎖することにより、屋内
用防火又は防煙シャッターの機能が果たされることになります。



大切な機能ですね。





現場確認は、必ず重量シャッターを降下させて確認しますので、加煙・加熱試験器を準備し直ちに確認できるようにしてください。

わかりました。準備が重要ですね。



次に電子納品について紹介します。
特記仕様書で電子納品が適用になっている場合がありますが、書類検査時に提出された電子媒体ラベル面を確認すると、ウィルスチェックに関する情報が記載されていない場合があります。
福島県電子納品運用ガイドライン(案)(営繕工事編)の「電子媒体ラベル面の作成」に記載項目がありますので、監督員は必ず記載項目を確認してください。



ラベル面への記載は、プリントによる直接印刷若しくは油性マシックによる手書きすることになります。

- ・工事番号 18-00000-0001
- ・何枚目／総枚数 1/1
- ・工事名称 平成30年度 ●●●●●●工事
- ・作成年月日 ●●年●月●●日
- ・発注者名 福島県●●●●●●
- ・請負者名 ●●株式会社
- ・ウィルスチェックに関する情報

ソフト名 ●●	ウィルス定義 ●●年●月●日版
	チェック年月日 ●●年●月●日
- ・フォーマット形式 ISO9660 (レベル1)

ありがとうございました。
次回は、電気や機械等の設備工事について、
”設備工事”専門の照明(ｱﾙﾏ2)検査員に伺いましょう。



●本日のポイント

- 1 重量シャッター障害物感知装置(自動閉鎖型)の確認
 - ①停止状況、②再降下状況、③閉鎖した状況
- 2 福島県電子納品運用ガイドライン(案)(営繕工事編)
 - 3-4-4 電子媒体ラベル面の作成
 - ◎ 土木部技術管理課ホームページでご確認ください。

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：長居(ｶﾞｲ)検査員



：梁本(ﾊﾘﾔ)検査員